

建設リサイクル法の 対象となる建設工事では 届出が必要です！

建設リサイクル法の対象となる工事は次のとおりです。

(1) 次の**特定建設資材**が使われている構造物で、

- ・コンクリート
- ・コンクリートと鉄から成る建設資材
- ・木材
- ・アスファルト・コンクリート

かつ

(2) 次の**規模以上**の工事

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m ² 以上
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)	請負金額 1億円以上
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負金額 500万円以上

発注者及び自主施工者に対して、
都道府県等への**届出が義務付け**られています。

工事に着手する7日前までに届出する必要があります。

<問い合わせ先>

都道府県等の建設リサイクル法担当部局
国土交通省総合政策局建設業課 (03-5253-8111(代))

建設リサイクル法の省令が 改正されました！

● 平成22年4月1日から、
建設リサイクル法に基づく、工事着手
前に都道府県等に提出する届出書の
様式が変更になります。

● **平成22年4月1日以降は、新様式で
提出する必要があります。**

平成22年3月31日までは現在の様式での提出となります。

● 平成22年4月1日以降は、建築物の
解体工事において内装材の取り外し
の際には、**内装材に木材がある場合
は次の順序で取り外す必要があります。**

(1) 木材と一体となった

石膏ボード等の建設資材(※)

(2) 木材

※木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。

詳細は国土交通省リサイクルホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>

